

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年7-8月号 | No. 07-08/2021

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

国際出願の電子出願及び処理

国際事務局による PCT-SAFE ソフトウェアの更新、配信及びサポート業務の終了

2022年6月30日をもって、国際事務局 (IB) は PCT-SAFE ソフトウェアの更新、配信及びサポート業務を終了します。更新版の最終リリースは2022年4月を予定しており、それ以降の更新は予定されていません。以前お知らせした通り、2021年7月1日から、受理官庁 (RO) としての国際事務局は、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を終了しました。PCT-SAFE 出願を現在も受理している残り少数の RO に関しても、2022年6月30日の以降は、かかる受理を終了する旨を IB に通知することが予想されます。

現在も PCT-SAFE を利用されているユーザの皆様には、管轄 RO が ePCT 出願を受理しているのであれば¹、可能な限り早急に当出願への移行を強く推奨します。ePCT 出願を受理している RO の一覧 (現在 72 官庁²) は、以下のリンクからご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/EFilingServers.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

¹ 適用される国の安全に関する要件が満たされていることを条件に、PCT 締約国の国民及び/又は居住者は、RO/IB に対して出願する場合、ePCT を利用して PCT 出願を行うことができます。

² 2021年8月1日に RO としての経済省知的所有権部 (モンテネグロ) が、当該日より ePCT 出願の受理を開始するため、官庁数は 73 になります。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

IB は 2022 年 7 月 1 日以降、出願人に対し既存版の PCT-SAFE ソフトウェアを利用して PCT 出願を作成したり、提出したりすることのないよう強く推奨します。たとえ RO が PCT-SAFE 出願の受理を当該日まで終了する旨を IB に対し正式に通知していない場合であってもです。当該日以降も PCT-SAFE を利用する出願人は、ご自身の責任でご利用いただくようお願いいたします。

PCT-SAFE を利用して国際出願を提出している出願人はほとんどおらず、大半の出願人は多くのセーフガードや他のメリットを享受するため、ePCT 出願の利用へとすでに移行しています。ePCT 出願による主なメリットは、PCT ニュースレター 2020 年 10 月号の 3 ページ目に詳述されています。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2020/pct_news_2020_10.pdf (英語版)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2020/newslett_2020.pdf#page=75
(日本語版)

ePCT で利用可能な全機能に関する詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/landing.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

ePCT 出願をテーマにしたウェビナーも、最近数多く中継されています。ウェビナーの録音は、氏名と電子メールアドレスの入力で視聴でき、PDF 版のプレゼンテーション資料も利用可能です。以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

(USPTO の EFS-Web システムとの併用で ePCT を利用して) USPTO に対して出願する PCT 出願人を主に対象とした、PCT-SAFE から ePCT 出願への移行についての詳細は、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.federalregister.gov/documents/2020/09/30/2020-18743/facilitating-the-use-of-the-world-intellectual-property-organizations-epct-system-to-prepare> (英語版)

PCT ニュースレター 2021 年 1 月号 8 ページ目 (訳者注: 日本語版 6 ページ目)

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2021/pct_news_2021_1.pdf (英語版)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2021/1_2021.pdf#page=6
(日本語版)

PCT ニュースレター 2020 年 10 月号 2 ページ目

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2020/pct_news_2020_10.pdf (英語版)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2020/newslett_2020.pdf#page=74
(日本語版)

“Filing at RO/US using ePCT in combination with EFS-Web”:

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=452> (英語版)

さらに、USPTO に対する電子出願をテーマとしたウェビナー (“ePCT filing with RO/US in combination with EFS-Web”) が、2021 年 8 月 5 日 16:00 から 17:30 (中央ヨーロッパ夏時間)まで (10:00 から 11:30 (米国東部夏時間) (ニューヨーク現地時間)) 開催される予定です。参加ご希望の方は、以下のリンクにてご登録下さい。

https://wipo-int.zoom.us/webinar/register/WN_c9-RykbQTsqDICSqnr8kDA (英語版)

また WIPO ウェブサイトには、ePCT の利用開始をサポートする豊富な情報が掲載されています。以下のリンクからご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/landing.xhtml> (英語版)
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

https://pct.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_faq.html (英語版)

“Filing an application”: <https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=196> (英語版)

“Getting started”: <https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=588> (英語版)

“eOwnership, eHandshakes and Access Rights”:

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=693> (英語版)

IB は、PCT-SAFE から ePCT 出願への移行期間を通して出願人や官庁向けのサポートを提供しています。移行についての詳細やサポートにつきましては、PCT オペレーションカスタマーサポート部 pct.eservices@wipo.int までお問い合わせ下さい。

PCT-SAFE 過去の変遷

PCT-SAFE は、先駆けの PCT-EASY をもとに 2002 年に限定試用版として最初に開発されました。PCT-EASY は、1999 年 1 月 1 日にリリースされて以来、利用する出願人数が増加していました。WIPO はその後、欧州特許庁 (EPO) との協同で、EPO の epoline[®] software 及び epoline[®] 受信サーバーのシステムから蓄積された経験をもとに PCT-SAFE を開発しました。PCT-SAFE 出願は当初、IB と EPO によってのみ受理されていましたが、2004 年 1 月 1 日からは他の官庁も受理を開始しました。PCT-SAFE では、出願人が完全に電子出願³できるようになったことから、ユーザ数はまもなく PCT-EASY を上回りました。そして 2013 年 1 月 1 日までには 27 の RO が PCT-SAFE 出願を受理するようになりました。

ePCT 出願システムの改善 (ePCT を利用した最初の国際出願は 2013 年 5 月の試行フェーズのもと提出されました) や、PCT-SAFE と比較して ePCT は多くのメリットやセーフガードを享受できるため、ePCT 出願を認める RO の数は増加しています。PCT-SAFE 出願を受理していた RO の大部分がすでにその受理を終了しており、ePCT 出願へと移行している経緯があります。

³ 2015 年 7 月 1 日に廃止された PCT-EASY は、完全に電子化された出願システムを開発する前の暫定的なものでした。当システムは、願書様式と出願本体をまだ電子的に提出することができなかった時代に、紙形式の願書様式と出願本体の印刷物と共に、テキスト形式の書誌データと要約を保存したディスク又は CD-R を提出することを可能にしました。

7 - 8 月の合併号

今月号の PCT ニュースレターは 7 - 8 月の合併号です。今月号と 9 月号が発行されるまでの間に PCT ユーザの皆様にお伝えすべきお知らせがある場合には、PCT 最新情報のメール配信サービスにてご案内いたします。当サービスをまだご利用されていないようでしたら、以下の電子メールプラットフォームにて無料で登録手続きができます。PCT ニュースレターの最新号が発行される際や、臨時のお知らせを行う際に、PCT ユーザの皆様はその旨をご案内いたします。

https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter (英語版)
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

9 月号の発行前に、PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合には、それぞれ下記のリンク先にて情報が更新されます。

www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf (英語版)

www.wipo.int/pct/en/fees.pdf (英語版)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

国立工業所有権機関 (フランス)

国立工業所有権機関 (フランス) は、2019 年 10 月 1 日以降に当該官庁に対し出願された優先権書類としての特許、実用新案及び PCT 出願の認証謄本に関してすでに DAS 提供庁として行動しています。当該官庁は、この度 2021 年 7 月 5 日から、DAS デジタルライブラリーの提供範囲を商標出願及び意匠出願まで拡張したことを IB に通知しました。

詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/das/en/notifications.html#FR> (英語版)

DAS 参加庁の一覧は、以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html (英語版)

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの改訂

PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン (ISPE) の以下の箇所が、2021 年 7 月 1 日付で改訂されました。

- 第 10 章: 発明の単一性及び
- 15.09 項: 国際調査を実施する際の審査官の責任

上述した改訂に関する詳細は、PCT 回章 C. PCT 1610 及び C. PCT 1624 を、それぞれ以下のリンクからご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/circulars/2020/1610.pdf> (英語版) 及び

<https://www.wipo.int/pct/en/circulars/2021/1624.pdf> (英語版)

当ガイドラインの改訂版(文書 PCT/GL/ISPE/11)は、英語、仏語及びスペイン語で提供されています。それぞれ以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html> (英語版)

<https://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html> (仏語版)

<https://www.wipo.int/pct/es/texts/gdlines.html> (スペイン語版)

PCT 国際公開スケジュールの変更

2021 年 9 月 9 日の国際公開

2021 年 9 月 9 日(木)は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願(公示(PCT 公報)も同様)は 2021 年 9 月 10 日(金)に公開されます。ただし、国際公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は、2021 年 8 月 24 日(火)の 24 時(中央ヨーロッパ夏時間(CEST))までに国際事務局に受領される必要があります。

PCT アップデート

CA: カナダ(あて名、代理人に関する要件、特記事項)

CL: チリ(手数料)

CN: 中華人民共和国(PCT ニュースレター 2021 年 6 月号掲載の PCT 手数料表 I(b) に関する修正)

CO: コロンビア(手数料)

CZ: チェキア(インターネットアドレス)

IL: イスラエル(インターネットアドレス)

IS: アイスランド(通信手段)

SA: サウジアラビア(電話番号、手数料)

TR: トルコ(国際出願の翻訳に関する要件、手数料)

UA: ウクライナ(官庁の名称)

WS: サモア(保護の種類)

調査手数料(オーストラリア特許庁、連邦知的所有権行政局(Rospatent)(ロシア連邦)、シンガポール知的所有権庁、日本国特許庁、国立工業所有権機関(ブラジル))

2021 年 9 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に示した通貨による換算額が変更されます(訳者注: 日本に関連する部分のみ訳出)。

シンガポール知的所有権庁.....	日本円
日本国特許庁.....	シンガポールドル

上記通貨による料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (JP 及び SG) が更新されました)

所定の PCT 手数料減額の適格性

以下に詳述する所定の PCT 手数料減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧が、2021 年 7 月 1 日付けで更新されました。詳細は下記の通りで、一覧は次のリンクから閲覧可能です。

<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html> (英語版)
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

欧州特許庁 (EPO) における所定の手数料の 75% 減額の適用

リマインドになりますが、国際出願、補充国際調査請求又は国際予備審査請求が以下に該当する者により行われた場合には、国際調査手数料、補充国際調査手数料及び国際予備審査手数料が 75% 減額されます。

1. 欧州特許条約の締約国ではなく、出願日、又は補充国際調査手数料若しくは国際予備審査手数料の支払日において、世界銀行により低所得経済及び低中所得経済に格付けされている国の国民又は居住者である自然人。或いは
2. 欧州特許を国内特許として認証することに関する欧州特許機構との合意が発効している国⁴の国民又は居住者である自然人若しくは法人。

以下の国々が上記カテゴリー 1 の該当国として一覧に追加されました。

- ベリーズ
- インドネシア
- イラン (イスラム共和国)
- サモア

なお、モルドバ共和国は一覧から削除されましたが、当該国と欧州特許機構との合意が継続して発効しているため、当該国の出願人は引き続き手数料減額の適用資格を有しています。

スペイン特許商標庁における所定の手数料の 75% 減額の適用

リマインドになりますが、出願人若しくは複数の出願人がいる場合には、それぞれの出願人が自然人若しくは法人であり、欧州特許条約の締約国ではない国であり、且つ世界銀行により「低所得」、「低中所得」若しくは「高中位所得」の国として格付けされている国の国民又は居住者は、スペイン特許商標庁に支払う調査手数料及び予備審査手数料が 75% 減額されます。

以下の国々が上記カテゴリー の該当国として一覧に追加されました。

- パナマ

⁴ 詳細は、EPO の公示 2020 年 1 月版 <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a4.html> をご参照下さい。

- モーリシャス⁵

WIPO Fee Transfer Service (WIPO 手数料移転サービス)

以前お知らせした通り、2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関や国際予備審査機関は、WIPO Fee Transfer Service に“participating Office” (参加庁) として参加することができるようになりました。当該サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます (詳細は、作業部会の文書 PCT/WG/12/20 https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911 をご参照下さい)。

IB は、参加庁となる旨、又は参加する業務範囲の変更について IB に対し通知を行った官庁に関する情報を、2021 年 7 月 8 日付の公示 (PCT 公報) (125 ページから) に掲載しました。以下のリンクからご覧下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html (英語版)

例外的な閉庁日

フィリピン知的所有権庁

フィリピン知的所有権庁は、フィリピン大統領により公休日として指定された 2021 年 7 月 20 日に公務を休業した旨を IB に通知しました。

PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書及び手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、当該官庁が公の事務処理のために公衆に対する閉庁日に当たる場合には、その期間は、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定しています。

官庁により IB に提供された閉庁日の一覧が更新されました。以下のリンクからご覧下さい。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/> (英語版)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 会合文書

2020 年 10 月 5 日から 8 日の期間で開催された、第 13 回 PCT 作業部会 (文書 PCT/WG/13/15) 及び第 31 回 PCT 技術協力委員会 (文書 PCT/CTC/31/4) の報告書が、通信により採択されました。当報告書は、他の会合文書と共に、それぞれ以下のリンクから利用可能です。

⁵ モーリシャスは PCT 締約国ではありません。国際出願を行うためには、少なくとも出願人の一人が PCT 締約国の国民又は居住者でなければなりません (PCT 第 9 条(1))。非 PCT 締約国からの出願人は、PCT 締約国の国民及び/又は PCT 締約国に居住している出願人と共に PCT 出願を行う必要があります。出願人の双方 (又は全員) が減額資格を有している場合のみ、手数料減額を受けることができます。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55850 (英語版)

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55849 (英語版)

英語以外の言語で視聴可能なウェビナーの録音

PCT ニュースレター 2021 年 6 月号では、ウェビナーの録音と PDF 版のプレゼンテーション資料が英語及びアラビア語で利用できることをお知らせしました。この度、中国語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語でもウェビナーの録音と PDF 版のプレゼンテーション資料が利用可能になりました。ウェビナーの視聴と PDF 版の各プレゼンテーション資料が利用できる登録ページへのリンクは、各ウェビナー情報の下に提供されています。

- 中国語によるウェビナー: “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、“Best practices for filing a PCT application” 及び “Understanding PCT incorporation by reference” の 2 つの録音
<https://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/index.html>
- 仏語によるウェビナー: “Everything you need to know about ePCT ” ウェビナーシリーズから、“Functions and advantages of electronic filing using ePCT” の録音及び “Best practices for filing a PCT application” の録音 (それぞれ 2021 年 6 月 1 日及び 22 日中継済み)
<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>
- 独語によるウェビナー: “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、“Best practices for filing a PCT application” 及び “Understanding PCT incorporation by reference” の 2 つの録音 (それぞれ 2021 年 6 月 29 日と 7 月 1 日中継済み)
<https://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>
- 日本語によるウェビナー: “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズ (訳者注: 日本語名「WIPO PCT ウェビナーシリーズ」) から、「PCT 出願のベストプラクティス」及び「引用による補充について」の 2 つの録音
<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>
- 韓国語によるウェビナー: “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、“Best practices to file an international application” の録音 (2021 年 5 月 27 日中継済み)
<https://www.wipo.int/pct/ko/seminar/webinars/index.html>
- ポルトガル語によるウェビナー: “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、“Best practices to file an international application” の録音 (2021 年 6 月 22 日中継済み)
<https://www.wipo.int/pct/pt/seminar/webinars/index.html>
- スペイン語によるウェビナー: “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズから、“Best practices to file an international application” の録音 (2021 年 6 月 23 日中継済み)
<https://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/index.html>

PCT に関する記事

WIPO マガジン (2021 年第 2 号) から以下の記事のリンクが、PCT ウェブサイト「PCT 制度 - ニュース」ページに追加されました。

www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html (英語版)

中小企業向けの IP を考慮する上での重要点

Phil Wadsworth 氏 (Innovation Council のシニアアドバイザーである (前職は Qualcomm の Chief Patent Counsel)) が、Jennifer Brant 氏及び Peter Brown 氏 (Innovation Council) と共に執筆した記事では、成長著しいイノベーション経済において中小企業の成功を確実にするためには、自社の知的財産をどのように保護し、管理していくかの意識を高めることがいかに重要であるかに注目しています。

「中小企業にとって特許取得のプロセスは負担が大きいものですが、WIPO が運用する特許協力条約 (PCT) は、複数の国で保護を求める場合に費用対効果の高い選択肢です。例えば、PCT に基づいて 1 つの国際出願を行うことで、出願人は、国際出願の段階で発生する多額の特許出願費用の支払いを 2.5 年先延ばしすることができ、且つ発明の商業的価値を評価する時間も確保することができます。さらに、中小企業向けの割引制度を設けている国も増えており、手続をより安価に抑えることが可能です。」と Phil Wadsworth 氏は述べています。

WIPO マガジンは、以下のリンクからご覧下さい。

www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html (英語版)

WIPO マガジン 2021 年第 2 号は、以下のリンクからご一読下さい。

www.wipo.int/wipo_magazine/en/2021/02/ (英語版)

実務アドバイス

誤って提出された図面がある場合における正しい図面の引用による補充の請求

Q: 2 つの先の出願の優先権を主張して国際出願を行いました。その後、(明細書及び請求の範囲に参照されている図が、当該出願と共に提出された図面と一致しないため) 図面が誤って提出されたと思われる旨の通知 PCT/RO/107 (「国際出願の一部が欠落している又は要素又は部分が誤って提出された旨の手続補完命令書」) を受理官庁から受け取りました。当方はこの時点で、間違っただけの図面一式を提出してしまっただけに気づきました。この間違いを修正するために、正しい図面を提出し、PCT 規則 4.18 に基づいて引用による補充の確認を行い、国際出願日を維持したいと思っています。ですが、全ての図面が同じ先の出願に含まれているわけではありません。一部は 1 つめの優先権を主張する先の出願に含まれ、他の図面は 2 つめの優先権を主張する先の出願に含まれています。複数の優先権を主張する先の出願に基づき、正しい図面一式を引用により補充することは可能ですか？ また、最初に間違っただけの図面を国際出願の一件書類から削除して、公衆に利用可能にならないようにすることはできるのでしょうか？

A:出願人は、PCT 規則 20.5 の 2 に従い、要素又は部分を誤って提出してしまった場合に、正しい要素や部分の引用による補充の確認を請求することができます。ただし、それは正しい要素又は部分が先の出願に完全に記載されており、その出願の優先権が出願時の PCT 出願において主張されていることが要件です。引用による補充の確認は、各図面が 1 つ又は複数の先の出願に完全に記載されている場合には、複数の優先権主張に基づいて請求することもできます。

引用による補充の確認を請求するためには、PCT 規則 20.6 に従い、この事例で出願人が受理したような通知⁶の送付日から 2 か月以内に、以下の書類を受理官庁に提出する必要があります。

- PCT 規則 4.18 に基づき、正しい図面が引用による補充によって国際出願に記載されていることを確認する通知。
- 先の出願に記載されていた正しい図面。及び
- 優先権書類としてまだ提出されていない場合には、出願された先の出願の写し(先の出願の認証謄本がまだない場合には写しでもよい)。

なお、図面が先の出願に完全に記載されているかどうかを受理官庁が判断する際の作業を容易にするために、出願人は、各図面がどの先の出願に含まれているかを通知に記載する必要があります。受理官庁が正しい図面一式が先の出願に完全に記載されていると判断することを条件として、これらの図面は、PCT 規則 20.6(b) の下、受理官庁によって最初に認定された国際出願日に、国際出願に含まれていたものとみなされ、国際出願日は変更されません。

ただし、PCT 規則 20.6(b) に基づいて正しい図面一式が引用により補充された場合、誤って提出された図面一式は、当該出願の一件書類から削除することはできません(PCT 規則 20.5 の 2(d))。受理官庁は、これらの誤って提出された用紙を「誤って提出されたもの (ERRONEOUSLY FILED) (規則 20.5 の 2)」と表示して、それらの用紙を(改頁せずに)図面の末尾に移動させ、当該書類を国際事務局 (IB) に送付します。そして IB は、国際出願の一部としてそれらの用紙を PATENTSCOPE 上で公開します。

ご留意いただきたいのは、引用による補充は、必ずしも全ての PCT 出願人にとって、直面した問題の完全で包括的な解決策ではないことです。なぜなら、PCT 受理官庁の中には、引用による補充に関する規則を適用していないため、出願人が正しい要素や部分の引用による補充を確認することを許容していない官庁もあるからです。さらに、全ての指定官庁が、図面の引用による補充を認める受理官庁の決定を適用するとは限りません。PCT 規則 20.8(a)、(a の 2)、(b) 及び (b の 2) に基づいた不適合の通知を行っている官庁の一覧は、以下のリンクをご参照下さい。

www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html (英語版)

国際出願が PCT 規則 20.8(a の 2) に基づく法的な不適合を IB に通知している受理官庁に対して提出された場合には、出願人は、PCT 規則 19.4(a)(iii) に基づき、受理官庁としての IB に当該国際出願を送付するよう当該受理官庁に対して請求することができます。受理官庁としての IB は、要素(又は部分)が誤って提出された場合に、正しい要素(又は部分)の引用による補充を認めているためです。

引用による補充を希望しないのであれば、他に 2 つの選択肢もあります。

⁶ 出願人が受理官庁からの通知に回答していない場合、当該官庁が引用による補充の PCT 規則を適用していることを条件として、適用期間は、PCT 第 11 条(1)(iii) に規定する 1 又は 2 以上の要素を受理官庁が最初に受理した日から 2 か月となります(PCT 規則 20.7(a)(ii))。

- 新たな国際出願を正しい図面と共に提出して、元の出願を取り下げる。或いは
- 正しい図面と誤った図面を差し替えるよう受理官庁に要請すること (PCT 規則 20.5 の 2(b) 及び (c))。

しかしながら、どちらかの選択肢を選んだ場合、最初に出願を提出した同日中に必要な手続を行わない限り、国際出願日は受理官庁が正しい図面を受領した日に変更になります。そのため、選択肢のどちらかを選ぶ際には、先の優先基礎出願の 12 か月の期間の満了に注意して下さい。2 番目の選択肢では、正しい図面が誤って提出された図面と差し替えられます。ですので、正しい図面が引用による補充で追加されるケースとは違い、誤って提出された図面は出願から削除され、国際出願の一部として公開されることはありませんし、PATENTSCOPE 上でも閲覧可能にはなりません。

誤った要素又は部分を提出することのないよう、出願人の皆様には、以下のベストプラクティスのヒントに注意していただくよう強くお勧めいたします。

- 国際出願を構成する様々なファイルに、分かりやすく、区別しやすいファイル名をつける。
- 提出前に全ての添付ファイルを開いて出願の中身全ての再確認を行う。
- 可能であれば、提出前に、他の者に国際出願の中身を確認してもらう。そして
- 受理官庁が利用する電子出願システムで、可能であれば、出願後速やかにオンライン出願検証機能を使って出願の中身を確認する。ePCT 出願を行う際には検証機能を利用可能。誤って提出された要素又は部分が発見された場合、同日中に正しい要素又は部分と差し替える⁷。

引用による補充についての詳細は、以下のリンクから PCT 出願人の手引、6.024 から 6.031 項をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf> (英語版)

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ja/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf#page=54>
(日本語版)

また、特に出願で誤った要素が提出された場合の引用による補充に関するより詳しい情報につきましては、PCT ニュースレター 2020 年 7-8 月号に掲載された実務アドバイスをご参照下さい。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2020/pct_news_2020_7_8.pdf (英語版)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2020/newslett_2020.pdf#page=61
(日本語版)

⁷ PCT 規則 20.5(c) が適用されない限り、同日付け補充は必ずしも全ての受理官庁で認められているわけではないため、該当する受理官庁にご確認下さい。